

3 財政健全化に向けた取組

- 本県では、中期的な財政運営を検討する手がかりとして、財政収支見通しの試算を公表するとともに、平成9年に「財政健全化計画」、平成12年に「中期財政運営方針」、さらに平成16年に「第二次中期財政運営方針」を策定しました。
- また、平成18年12月には、平成15年12月に策定した財政健全化に向けた「具体化方策」に引き続き、平成19年度から21年度までの3ヵ年を計画期間とする財政健全化に向けた「新たな具体化方策」を策定し、これに沿って計画的かつ着実に財政健全化に取り組んできたところです。

